

逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会（第1回）議事概要

- 開催日時 平成31年4月26日（金）9：00～11：00
- 開催場所 市役所5階 第3会議室
- 出席委員 志村委員長、高橋副委員長、長坂委員、深澤委員
- 欠席委員 なし
- 事務局 市民協働課 石井課長、中川係長、荒木主事
- 傍聴者 0名
- 記録作成者 荒木
- 会議の公開・非公開の別 一部非公開（情報公開条例第5条第2項第3号ウに該当）
- 非公開理由 採点基準等に関し討議することから、公開することにより当該事務事業の円滑な執行を著しく妨げる恐れがあるため

■会議の概要

- 1 開会
- 2 議事

(1) 諮問第7号 逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者の選定について【非公開】

○選定について

- ・指定管理者候補は指名プロポーザルではなく公開プロポーザル方式によって選定する。
- ・応募締切りの後、各委員に提案書等応募書類を送付する。各委員で内容を確認しておく。
- ・応募者数が3者以上の場合は、第2回委員会で書類審査を行い、2者に絞る。
- ・応募者が1者の場合も、第2回委員会を行う。
- ・第3回委員会で、応募者への公開ヒアリングを行った後、選定を行う。
- ・業務の基準、提案課題、採点方法は、基本的には前回の選定時と同様のかたちを取る。
- ・ブラインド形式を取らない。

○公募情報の周知について

- ・市ホームページに掲載する。
- ・市の電子入札のホームページにリンクを掲載する。
- ・県内の類似施設を指定管理している事業者宛に案内通知を送付する。
- ・日本経済新聞社系列の雑誌メディアが運営しているウェブサイトに対してプレスリリースを行いメールマガジンの配信での配信を依頼する。

○評価、採点について

- ・各委員が採点表に基づき評価を行い、全委員の点数の合計点をもって評価とする。
- ・合計点が6割に満たない場合または課題の各項目のいずれか1つでも平均3に満たない場合は落選とする。
- ・市民ニーズに合ったサービスを提供できているかという評価軸を準備する必要がある。
- ・基本理念の大項目の1番目に「逗子市及び逗子市民の特性」という項目を加え、配点を25点とし、トータルが125点から150点に変更する。

○指定管理料の概算について

第1期指定管理料は次期指定管理料よりも増加する見込みである。増加理由としては、消費税の10%引き上げ、地下温水プールに係る水道料金を指定管理料に含めること、積算上最低賃金を下回っていた人件費の引き上げ、これまで3.5%であった指定管理料の一般管理費を10%に引き上げることが挙げられる。

○公開プレゼンテーションについて

「提出書類に書かれている内容以外は表示してはいけない」という制約を加えたうえで、パワーポイントの使用を認める。

○提出を求める書類について

「登記事項証明書」については原本を受け取り、返却は行わない。

○申請団体の資格について

1団体で指定管理を受けて、一部を委託することは可能である。

○知的財産権について

「知的な財産」を共有している扱いになるので、知的財産が指定管理者に帰属していくことはないが、今後、基本の協定時に、帰属をどのようにするかを明文化する必要がある。

○自主避難所開設時の利用料等について

自主避難所開設時の利用料や、長期間本来の指定管理施設として使えなくなるリスクについて、指定管理候補者に事前に周知する必要がある。

○応募者と本件関係者の接触禁止について

選定委員会委員、本業務関連の市職員及び本件関係者に対して、募集の告示（令和元年5月13日）から選定結果の公表時まで本件提案についての応募者との接触は禁止とする。

(2)その他 無し

3. 閉会

(以上)